



笹 渕 峰 尚  
(黎明親和会)

## こども基本法の施行による まちづくりへの展望は

子供が健やかに成長できる  
魅力あるまちづくりにまい進

**問** こども基本法の施行によるまちづくりへの展望は。

**答** こども基本法の基本理念を踏まえ、子供をめぐる課題の解消に向け鋭意取り組むとともに、第二期十和田市子ども・子育て支援事業計画の着実な実施に向け、関係機関と連携、協働を図りながら、子供が健やかに成長することのできる魅力あるまちづくりにまい進していきたいと考えています。

**問** 子供の貧困の現状と課題について調査は行われているのか。

**答** 令和3年度に小学5年生と中学2年生の子供やその保護者を対象に、子どもの生活実態調査を実施しました。調査の結果、回答を得た子育て世帯のおよそ1割が困窮家庭に該当しており、およそ4分の1の世帯が子育てに不安を抱えている実態が明らかになりました。

**問** 物価高騰による学習環境への影響は。

**答** 就学に係る費用の支払いが困難な家庭に対して、給食費や学用品費などの費用の一部を援助しています。また、学校給食にかかる食材価格も高騰していますが、保護者の経済的負担とならないよう、その増額分については、全児童生徒分を今年度は市が負担しています。

**問** 北園小学校で行われている台湾姉妹校交流等の国際交流をサポートできないか。

**答** 学校独自のキャリア教育に対し、「未来を応援夢わくわくスクール事業」で各校の規模に応じて、事業費を交付しています。

**問** 児童生徒への市民憲章の普及啓発は。

**答** 教育委員会が作成している小学校3・4年生用社会科副読本「わたしたちの十和田市」に市民憲章を掲載し、周知しています。



櫻 田 百合子  
(黎明親和会)

## 犯罪被害者支援の条例制定を

鋭意検討を進め早期に制定したい

**問** 犯罪被害者やその家族は、ある日突然、犯罪に巻き込まれ、生命、身体、財産などへの直接的な被害だけではなく、2次的被害に苦しめられることも少なくない。県内自治体では主体的に犯罪被害者を支援する動きが広がりつつあり、具体的に必要な支援が盛り込まれた条例を定めて、必要な支援を適切に受けられるよう、それぞれの状況に配慮した対応が行われている。犯罪被害者支援のための条例制定への見解は。

**答** 社会全体で犯罪被害者に寄り添うことや行政機関等が連携して支援を行うことが必要であると考えており、犯罪被害者支援は喫緊の課題であると捉えていることから、当市においてもどのような支援ができるのか、県警察本部や公益社団法人あおもり被害者支援センターと情報交換をしながら、条例制定について鋭意検討を進め、早期に制定したいと考えています。

**問** 令和5年度で第2期中心市街地活性化基本計画が終了するが、その後の方向性は。

**答** 現時点で新たな施設整備の予定がないことから、次期計画を策定する予定はありませんが、関係団体と連携し、秋まつりをはじめとするイベントや創業支援・空き店舗等活用事業によるソフト事業により、中心市街地の活性化に努めていきたいと考えています。

**問** 商店街のアーケード撤去、修繕等の歩行空間・景観のハード面の整備が必要との声もあるが、市の見解は。

**答** 商店街の将来像について、商店街関係者などと意見交換していく中で、より具体的な事業の提案があった場合には、次期計画の策定も含めて検討していきたいと考えています。